

別表 1

- (1) 両眼の視力がそれぞれ 0. 0 3 以下のもの、又は一眼の視力が 0. 0 4、他眼の視力が手動弁以下のもの
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 8 0 度以下
かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 2 8 度以下のもの
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 7 0 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 2 0 点以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが 1 0 0 デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指に著しい
障害を有するもの
- (4) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- (5) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上
と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (7) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 2（国民年金 2 級程度の障害）

- (1) 両眼の視力がそれぞれ 0. 0 7 以下のもの又は一眼の視力が 0. 0 8、他眼の視力が手動弁以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが 9 0 デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- (4) そしゃく機能を失ったもの
- (5) 音声又は言語機能を失ったもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- (7) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能
を全廃したもの
- (8) 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
- (9) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上
と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを
必要とする程度のもの
- (11) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表 3

- (1) 両眼の視力がそれぞれ 0. 0 2 以下のもの
- (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両下肢の用を全く廃したもの
- (6) 両大腿を 2 分の 1 以上で失ったもの(実用長で測定)
- (7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- (8) 前各号に掲げるものの外、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と
認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (10) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と
認められる程度のもの